

所得税確定申告用書類送付のご案内〔個人用〕

確定申告で添付資料としてお使いいただく支払調書と、参考資料と致しまして必要経費の明細をお送り致します。以下の記入例をご参考のうえ、申告を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、所得金額（給与所得及び退職所得以外の所得金額）の合計が20万円を超える方は、所得税法第120条および第121条に基づき必ず申告を行う必要がございます。

下記の記入例は一例であり、申告の内容によっては使用する申告書が異なる場合もございます。

申告内容につきましては、個人の状況により異なりますので、弊社ではご回答できません。また収支の状況によっては還付される場合もございます。詳しくは管轄の税務署や税理士にご相談ください。

記入例

令和 05 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2203

納税地 東京都 納税者 株式会社キャロットクラブ

第1表 (令和5年分以降適用) 令和5年分以降適用

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得	500,000	200,000	300,000
配当所得	102,100	0	102,100
源泉徴収税額	0	0	0
合計	602,100	200,000	402,100

※「所得税申告資料」下部を抜粋したものです。

令和 05 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2303

第2表 (令和5年分以降適用) 令和5年分以降適用

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得	500,000	200,000	300,000
配当所得	102,100	0	102,100
源泉徴収税額	0	0	0
合計	602,100	200,000	402,100

※「所得税申告資料」下部を抜粋したものです。

注意

- (i) 収入金額…支払調書の支払金額。毎月お送りしている「出資と分配」に記載されている利益分配額を、一年間合計した数字となります。毎月お支払いする分配金は出資返戻金と利益分配額を合わせた金額となりますので、受取分配総額と収入金額は必ずしも一致しません。
- (ii) 必要経費…「一般会費」、「入会金」、「終了損失」の合計額となります。維持費は追加出資金にあたるため、費用とはなりません。
- (iii) 所得金額…(i) 収入金額 - (ii) 必要経費の額です。収入金額 < 必要経費の場合は0で表示しております。他所の雑所得と損益通算される場合は、お手数ですがお客様ご自身で計算をお願い致します。
- (iv) 源泉徴収税額…支払調書の源泉徴収税額

- 支払調書は上記収入金額が令和5年中に発生した方へのみ送付しております。
- 支払調書は利益分配額が発生した月(支払確定日)のみ記載があります。
- 令和5年の分配時にお預かりしました年次分配対象金額(JRA・地方競馬源泉税、クラブ法人源泉税)につきましては、令和6年4月(予定)に分配手続きを行うため令和6年分の所得税の対象となります。

株式会社キャロットクラブ